日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○都市計画の変更（六件）……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課）…一

○都市計画の変更（二十件）……（住宅政策本部住宅企画部企画経理課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…七

○准看護師試験の実施……（福祉保健局医療政策部医療人材課）…八

告示（教）

○令和五年度東京都立小学校入学者決定入学考査料の徴収委託……一二

規則（公）

○東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……一二

公告

○東京都功労者表彰……（政策企画局総務部秘書課）…一二

○当せん金付証票の発売委託…（財務局主計部公債課）…一六

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…一七

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……（同）…一七

○東京都名誉都民に選定した者の事績……（生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課）…一七

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…一九

雑報

○当せん金付証票の発売委託……（全国自治宝くじ事務協議会）…二〇

告示

◉東京都告示第千三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域　削除する部分

世田谷区上祖師谷二丁目地内

第一種中高層住居専用地域　追加する部分

世田谷区上祖師谷二丁目地内

削除する部分

江戸川区東葛西八丁目地内

第二種中高層住居専用地域　追加する部分

江戸川区東葛西八丁目地内

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに世田谷区役所及び江戸川区役所

◉東京都告示第千三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

北青山三丁目地区地区計画　追加する部分

港区北青山三丁目地内

変更する部分

港区北青山三丁目地内

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

◉東京都告示第千三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区計画
飯田橋駅西口地区地区計画　追加する部分
千代田区富士見二丁目地内
変更する部分
千代田区富士見二丁目及び飯田橋四丁目各地内

二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区役所

◉東京都告示第千三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
東京都市計画公園
第七・五・十五号石神井公園　追加する部分
練馬区石神井台一丁目地内

二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路
幹線街路補助線街路第二百二十九号線　追加する部分
練馬区下石神井四丁目及び杉並区井草五丁目各地内
削除する部分
練馬区下石神井四丁目及び杉並区井草五丁目各地内

二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
東京都市計画土地区画整理事業
江戸川南部土地区画整理事業　削除する部分
江戸川区中葛西八丁目及び東葛西八丁目各地内

二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊

島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
八王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　八王子市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　立川市、武蔵村山市及び東大和市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵野都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
武蔵野都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　武蔵野市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　三鷹市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　府中市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）

◉**東京都告示第千三百二十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分
　調布市及び狛江市の全域
二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉**東京都告示第千三百二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　青梅都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分
　青梅市の全域
二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉**東京都告示第千三百二十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により昭島都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　昭島都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分
　昭島市の全域
二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉**東京都告示第千三百二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　町田都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分
　町田市の全域
二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉**東京都告示第千三百二十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小金井都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　小金井都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分
　小金井市の全域
二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉**東京都告示第千三百二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　日野市の全域
二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　小平市の全域
二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により国分寺都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　国分寺都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　国分寺市の全域
二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　東村山市、清瀬市及び東久留米市の全域
二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により国立都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
　国立都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　国立市の全域
二　関係図書の縦覧　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一

項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
西東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　西東京市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
福生都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　福生市、羽村市及び瑞穂町の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　多摩市及び稲城市の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　都市計画の種類　都市計画を定める土地の区域
秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針　変更する部分　あきる野市及び日の出町の全域

二　関係図書の縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

◉東京都告示第千三百三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（江東区南砂五丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

別図

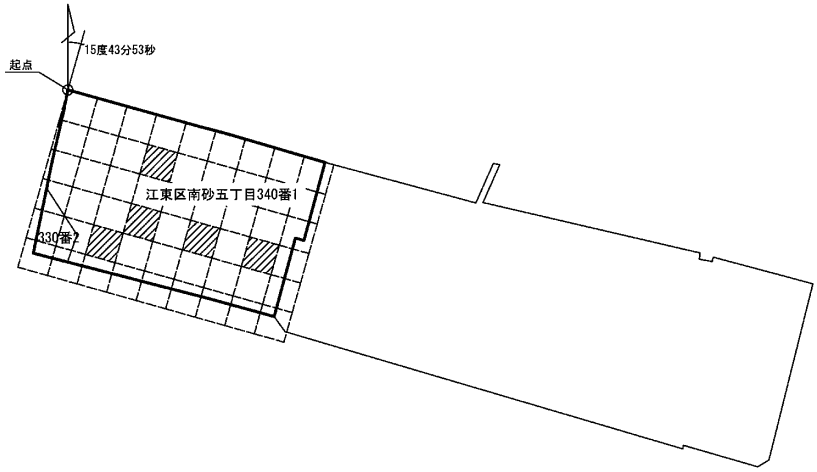

凡例
- 単位区画
- 筆境界
- 改変範囲
- 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度　（15度43分53秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心にして、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
起点は、江東区南砂五丁目340番1の最北端とする。

◉東京都告示第千三百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百二十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（大田区北糀谷二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　ふっ素及びその化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

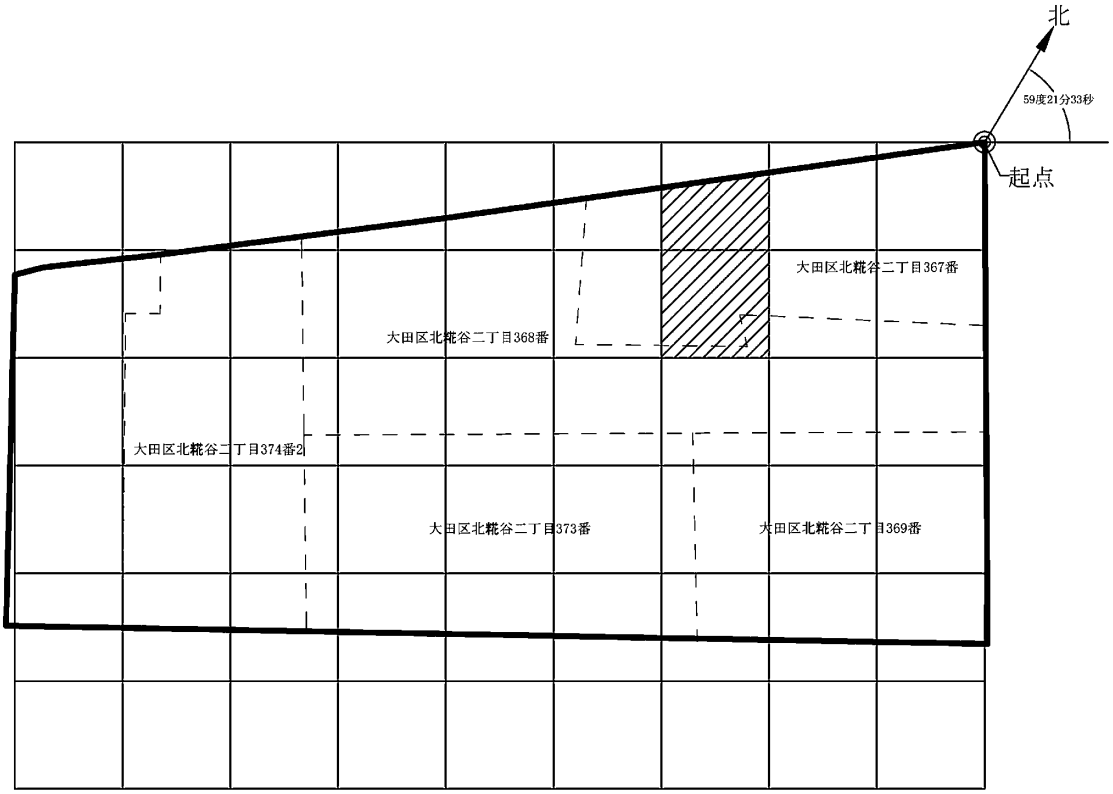

【起点】
起点は、大田区北糀谷二丁目367番の最北端とする。

【格子の回転角度（59度21分33秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
敷地境界　指定を解除する区域
筆境界　単位区画

◉東京都告示第千三百三十八号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　試験日時

令和五年二月五日（日曜日）

午後一時三十分から午後四時まで（受験者集合　午後一時）

二　試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三　試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四　受験資格

次の㈠から㈦までのいずれかに該当する者

㈠　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和五年三月十六日（木曜日）までに、学校長又は養成所長による修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出できる者を含む。）

㈡　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、

都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和五年三月十六日（木曜日）までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。）

㈢　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和五年三月十六日（木曜日）までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。）

㈣　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和五年三月十六日（木曜日）までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。）

㈤　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和五年三月十六日（木曜日）までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。）

㈥　外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が、㈢から㈤までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

㈦　外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、㈥に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五　出願方法

㈠　出願に必要な書類

ア　受験願書（保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十七年東京都規則第三十二号）別記第十号様式による。）

イ　受験資格を証明する書類

(ア)　四の㈠から㈤までに該当する者が提出する書類

a　既修業者又は既卒業者

卒業等証明書

b　修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、合格発表後、令和五年三月十六日（木曜日）までに卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(イ)　四の㈥又は㈦に該当する者が提出する書類

看護師国家試験受験資格認定書の写し又は准看護師試験受験資格認定書の写し（㈢イに従って、受験者本人が、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当に受験資格認定書の原本を持参し、写しが原本と相違ないことの確認を受けること。）

ウ　受験写真用台紙

台紙には、写真（出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの）を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

なお、学校又は養成所の確認及び刻印を受けることができない場合は、㈢イに従って、受験者本人が、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当に出願書類と合わせて写真と台紙を持参し、写真付身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示して、写真が受験者本人であることの確認を受けること。

エ　受験票

裏面に、領収証書を貼り付けること（㈡オを参照）。

オ　連絡用住所・氏名シール

カ　返信用封筒（受験票返信用）

封筒の大きさは、縦二十三・五センチメートル、横十二センチメートルとして、表面には宛先を誤りなく記載し、朱書きで「簡易書留」の表示をした上で、四百十四円（定形郵便料金九十四円と簡易書留料金三百二十円との合計）の郵便切手を貼り付けること。

ただし、都内准看護師学校又は養成所が代理で返信を受け取る場合については、重量に応じた定形外郵便料金に一般書留料金四百三十五円を加えた郵便切手を貼り付けること。

㈡　試験手数料及び納入方法

ア　試験手数料

六千九百円

イ　納付期限

令和四年十二月八日（木曜日）

ウ　納入方法

納付書により、東京都が指定する金融機関に納入

すること。

なお、納入した試験手数料は、返還しない。

エ　納付書記入方法

納付書には、住所及び氏名（氏名については三か所）を明記すること。

オ　領収証書

試験手数料納入後の領収証書は、出願時に受験票の裏面の指定箇所に貼り付けて提出すること。

(三)　出願書類の提出方法

出願書類は、次の方法により、それぞれ指定する期日までに本人が提出すること。ただし、東京都内の准看護師学校又は准看護師養成所が郵送又は持参する場合に限り、代理による提出を認める。

なお、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当において、受験写真用台紙に貼り付ける写真の本人確認又は受験資格認定書の原本照合を受ける場合は、イに従い、受験者本人が持参すること。

ア　郵送

郵送は簡易書留で行うこと。

なお、封筒の表面の左下に「准看護師試験関係書類在中」と朱書きすること。

(ア)　受付期間

令和四年十二月一日（木曜日）から同月八日（木曜日）までの消印有効

(イ)　提出先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当

新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第一本庁舎二十八階南側

イ　持参

予約制とする。持参を希望する日の前日午後四時までに、電話で、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当（電話〇三（五三二〇）四四三四）に、持参する日時を申し出ること。予約のない場合は、受け付けられないこともあるので注意すること。

(ア)　受付日時

令和四年十二月七日（水曜日）及び同月八日（木曜日）の午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

(イ)　提出先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当

新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第一本庁舎二十八階南側

六　合格発表

(一)　日時

令和五年三月九日（木曜日）午前十時から午後五時まで（ホームページへの合格者受験番号一覧の掲載は同日正午から同年三月末日まで）

(二)　場所

ア　東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口

イ　東京都福祉保健局ホームページ（https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/jyunkan_t/index.html）

(三)　発表方法

合格者の受験番号を掲示する。

(四)　その他

合格発表に関する問合せについては、一切応じない。

七　合格発表後の手続き

合格発表後、合格者には合格証書を交付する。

また、合否にかかわらず、受験者全員に対して成績通知書（個人の総取得点、科目別得点及び満点）を交付する。ただし、いずれも受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に交付する。

八　その他

(一)　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和四年十一月二十五日（金曜日）までに、問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

(二)　試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、都内の准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者（令和五年三月十六日（木曜日）までに卒業等証明書を提出できる者を含む。）、都内在住者で都外の准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者（令和五年三月十六日（木曜日）までに卒業等証明書を提出できる者を含む。）、都内で准看護師として就業することが内定している者及び四の(七)に該当する者のうち都知事が認めた者を優先する。

(三)　令和四年度東京都准看護師試験受験要項の内容について変更がある場合は、東京都福祉保健局ホームページに掲載し、出願者への個別連絡は行わないため、注意すること。

東京都福祉保健局ホームページ（https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/jyunkan_t/index.html）

九　問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当

新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第一本庁舎二十八階南側

電話〇三（五三二一〇）四四三四

告　示（教）

◉東京都教育委員会告示第五十三号

東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）第二条第一項第三号イに規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年十月三日

東京都教育委員会

一　委託した相手方

㈠　名称　三菱総研ＤＣＳ株式会社

㈡　所在地　品川区東品川四丁目十二番二号

二　委託期間

令和四年十月一日から同年十二月二十八日まで

三　委託の内容

令和五年度東京都立小学校入学者決定入学考査料の徴収事務

規　則（公）

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年10月３日

東京都公安委員会

委員長　山　口　　徹

◉東京都公安委員会規則第11号

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

東京都暴力団排除条例施行規則（平成23年７月15日東京都公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第29条」を「第31条第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

公　告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第百七十四号）第二条の規定に基づき、令和四年十月一日に表彰された方は、次のとおりである。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地
［地域活動功労者］	
次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
北野台自治会	八王子市
西池袋南町会防犯部	豊島区
日野防犯協会	日野市
府中駅周辺安全安心まちづくり連絡協議会	府中市
青木　豊	あきる野市
秋本　豊栄	葛飾区
浅尾　空人	台東区
淺野　和夫	文京区
新井　貞次	世田谷区
石井　伸之	国立市
石田　勝彦	千代田区
石塚　猛	台東区
石戸　和夫	葛飾区
板津　道也	江東区
市川　伯登	足立区
市川　稔	中野区
出野　泰正	港区
植草　正勝	板橋区
宇田　俊一	品川区
江頭　正恭	江戸川区
遠藤　厚一	武蔵野市
遠藤　吉信	江戸川区
大熊　昌巳	杉並区
大津　美彦	北区
大塚　あかね	羽村市
大野　治彦	板橋区
大八木　繁	品川区
小川　雄一	狛江市
遅澤　一洋	渋谷区
加藤　竹司	豊島区
門島　末子	稲城市
加納　由雄	新宿区
鴨志田　リエ	目黒区
川上　彰	板橋区
河原　弘明	豊島区
木﨑　親一	昭島市
北村　嘉津美	墨田区
清原　和幸	港区
栗原　吉雄	江東区
黒柳　嗣朗	台東区
公盛　健一	清瀬市
小島　和夫	小平市
小林　晋	台東区
小林　經一	足立区
小林　英子	板橋区
五味　達夫	中央区
近藤　二六	北区
笹川　五郎	中野区
佐藤　強士	足立区
佐藤　義明	小金井市
塩野目　正樹	大田区
塩谷　良一	世田谷区
清水　勲	世田谷区
鈴木　彰	大田区
高木　秀隆	江戸川区
髙橋　正美	瑞穂町
髙谷　真一朗	三鷹市
田中　利周	文京区
田中　秀勝	練馬区
谷澤　多美雄	葛飾区
土屋　美惠子	武蔵野市
津吹　一晴	新宿区
戸叶　修	荒川区
戸田　弘文	八王子市
戸塚　雅夫	町田市
内藤　博孝	杉並区
中川　正機	三鷹市
並里　順郎	江戸川区
西宮　幸一	府中市
額賀　安平	世田谷区
野頭　健（のづ　ケン）	新宿区
畠山　晋一	世田谷区
原　敏子	福生市
原田　友義	武蔵村山市
平林　盛久	大田区
福田　はるみ	墨田区
牧　詔市	板橋区
増島　光博	練馬区
松葉　浩充	八王子市
萬田　和正	立川市
水野　淳	八王子市
宮﨑　静子	杉並区
三好　俊司	北区
望月　京子	武蔵野市
茂出木　雅章	中央区
山本　英幸	足立区
吉﨑　道子	大田区
渡邊　進二郎	調布市
渡部　茂	品川区
渡　良夫	墨田区

［消防・災害対策功労者］

次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

大島町消防団	大島町
蒲田消防団	大田区
浅香　昌信	練馬区
淺沼　博	墨田区
石田　修治	神津島村
薄衣　愛司郎	文京区
内田　道行	武蔵野市
榎戸　雄一	奥多摩町
大貫　三和子	新宿区
城所　久夫	多摩市
木村　勇	墨田区
草野　登	新宿区
五味　正彦	足立区
酒井　清吾	瑞穂町
柴崎　直子	中央区
鈴木　茂	国分寺市
芹澤　善治	杉並区
高橋　聡次	三宅村
髙橋　淑郎	武蔵野市
長田　雅宏	杉並区
濱口　慶一	葛飾区
松井　比呂美	目黒区
幸　秋子	港区
村野　彰紀	清瀬市

［税務功労者］

次の方々は納税意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

天池　祥元	豊島区
荒井　正行	足立区
飯田　弘	江戸川区
石井　宏怡	江東区
内山　勝夫	杉並区
宇津木　一郎	世田谷区
梅田　雅弘	品川区
大和田　明徳	西東京市
加藤　和夫	福生市
小泉　博二	文京区
小林　國雄	北区
鈴木　真澄	品川区
鈴木　保政	台東区
竹内　良信	目黒区
難波　輝守	新宿区
野口　章二	港区
増田　善和	日野市
町田　光	練馬区
松﨑　宗仁	中央区
山浦　真一	渋谷区

［福祉・医療・衛生功労者］

次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

高円寺寿クラブ	杉並区
長寿会	目黒区
双葉蓬莱会	板橋区
秋山　博仁	台東区
石井　宏怡	江東区
石坂　芳	八王子市
石坪　慶仁	江戸川区
市村　寿子	板橋区
大築　淳一	目黒区
岡本　俊彦	杉並区
小川　勝	江戸川区
奥野　圭子	足立区
小野原　昌子	八王子市
折笠　広樹	東村山市
折原　義和	東大和市
加藤　巴子	立川市
木村　厚	荒川区
木村　泰朗	台東区
倉田　雄一	中野区
黒田　一明	新宿区
後藤　雄次	中央区
小林　博	中央区
齋藤　良造	練馬区
佐伯　孝英	世田谷区
佐藤　千里子	西東京市
塩津　二郎	大田区
宍戸　宏	小平市
高橋　とき子	小平市
友寄　広士	品川区
長井　博昭	杉並区
長久保　正雄 長久保　貴子	大田区
中里　全宏	江戸川区
西崎　威史	新宿区
野本　幸治	渋谷区
花上　均	八王子市
半田　理恵子	神奈川県川崎市
弘瀬　知江子	大田区
藤井　孝行	町田市
堀込　一之	港区
前原　幸治	日野市
松浦　由治	中央区
宮城　真理	三鷹市
山田　純一	八王子市

吉上　恵子　昭島市
吉川　紀美子　大田区
若杉　隆　練馬区

［環境功労者］

次の方々は自然環境の保全と都市環境の改善に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

小泉　雅義　新宿区
鈴木　宏和　江戸川区
田中　昌仁　あきる野市
迎　康行　町田市
山田　義夫　府中市
吉浦　髙志　東村山市

［教育功労者］

次の方々は教育の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

秋元　勲　江戸川区
岡田　芳子　荒川区
織田　奈美　江戸川区
粕谷　多賀子　板橋区
菊地　由布子　千葉県浦安市
小関　博久　渋谷区
髙梨　喜美子　八王子市
田中　健吾　練馬区
田中　泰彦　板橋区
中村　貞雄　世田谷区
長谷川　中　練馬区
堀江　眞嗣　北区
前嶋　正秀　世田谷区
三浦　郷子　神奈川県横浜市
山田　千鶴子　小金井市
横山　孝治　神奈川県横浜市
吉川　健之　大阪府大阪市
吉崎　純二　武蔵野市
和出野　充洪　西東京市

［文化功労者］

次の方々は文化の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

新井　昭吉（新井　吼優）　町田市
河東　義之　練馬区
小久保　晴行　江戸川区

［スポーツ振興功労者］

次の方々はスポーツの振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

稲城市軟式野球連盟　稲城市
(一社)新宿区サッカー協会　新宿区
中央区レクリエーション連盟　中央区
東京都キンボールスポーツ連盟　中央区
豊島区なぎなた連盟　豊島区
中野区合気道連盟　中野区
練馬区スキー協会　練馬区
羽村市テニス連盟　羽村市
東村山市水泳連盟　東村山市
南千住スポーツクラブ　荒川区
朝岡　晃一　東村山市
荒武　宗昭　小平市
石井　功樹　杉並区
稲岡　弘子　大田区
遠藤　洋　調布市
大庭　巌雄　稲城市
岡川　清明　狛江市
久保田　正明　西東京市
小山　泰彦　千葉県市川市
近藤　幸雄　中央区
齊木　博　千葉県市川市
柴崎　特攻　あきる野市
三ツ橋　誠一　福生市
山崎　喜美則　江戸川区

［労働精励者］

次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。

五十嵐　浩一　江東区
伊藤　元喜　足立区
岩井　猛　東大和市
江田　哲男　埼玉県さいたま市
小川　満敏　調布市
加藤　輝昭　八王子市
亀井　千明　青梅市
塩澤　孝之　神奈川県横浜市
新庄　謙太郎　埼玉県所沢市
中島　一郎　日野市
野口　晴夫　小平市
橋本　哲哉　神奈川県横浜市
星野　護　あきる野市
堀口　淳一　府中市
水谷　朗彦　千葉県船橋市
望月　一三　西東京市
安江　宏也　福生市
山村　喜代志　足立区

［産業振興功労者］

次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

石川　和夫　世田谷区
打込　由美子　小笠原村
大津　博次　世田谷区
大森　規雄　足立区
岡田　幸重　埼玉県さいたま市

尾身　雅弘	渋谷区
加藤　悦孝	台東区
川端　定則	板橋区
木村　信行	大田区
木村　吉行	三宅村
小山　文夫	神奈川県横浜市
坂田　智	目黒区
戸堀　冨美雄	江戸川区
長坂　守康	葛飾区
南雲　保	台東区
奈良部　義彦	稲城市
西島　正樹	中野区
早山　豊	港区
春宮　伸光	台東区
東口　繁二 （東口　武史）	墨田区
藤井　美穂里 （木下　美穂里）	北区
藤城　康成	墨田区
松本　京介	神奈川県横浜市
麦倉　和夫	足立区
森林　慎介	江東区
柳澤　伸雄	新宿区
矢部　一哉 （矢部　一憲）	渋谷区
横井　太郎	江東区
吉川　庄衛	町田市
渡邊　一夫	江戸川区

［都市づくり功労者］

次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

五十嵐　隆	江戸川区
大西　光雄	板橋区
岡田　英樹	足立区
小埜田　爵	葛飾区
菊地　謙二	千葉県松戸市
戸上　俊一	世田谷区
三澤　達司	品川区
水越　健夫	八王子市
柳沢　弘美	港区

［技術振興功労者］

次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

青木　尊之	神奈川県相模原市
浅見　泰司	世田谷区
稲葉　敬之	東久留米市
岡田　則夫	小金井市
工藤　昭彦	神奈川県川崎市
西村　章	神奈川県川崎市
三ツ峰　秀樹	町田市
山田　明良	立川市

［善行者］

次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。

関東アイスクリーム協会	千代田区
奥田　智子	品川区
栗岩　清治	足立区
栗岩　大輔	足立区
堀江　尊博	八王子市
和田　浩一	千葉県船橋市

当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一	名称	第二千五百五十二回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円　二百万枚
三	証票金額	一枚百円
四	発売期間	令和五年一月四日から同月二十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して八千四百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千六十二万五千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千七百十八万円
九	受託申請期限	令和四年十月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称	第二千五百五十三回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	五億円　二百五十万枚
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年一月四日から同年三月七日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億三千七百五十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して四千七百九十四万三千五百円
八	その他発売経費	発売総額に対して二千八百七十五万円
九	受託申請期限	令和四年十月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称	第二千五百五十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	十億円　五百万枚
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年一月十一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して四億九千四百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千二百二十九万八千六百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千五百八十万円
九	受託申請期限	令和四年十月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称	第二千五百五十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円　二百万枚
三	証票金額	一枚百円
四	発売期間	令和五年二月八日から同月二十八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して八千四百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千六十二万五千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千七百十八万円
九	受託申請期限	令和四年十月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称	第二千五百五十六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	六億円　三百万枚
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年三月四日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億九千二百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して五千五百三十万七千八百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して三千九百四十八万円
九	受託申請期限	令和四年十月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称	第二千五百五十七回東京都宝くじ

二　発売総額及び枚数　二億円　二百万枚
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和五年三月八日から同月二十八日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して八千四百九十万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して二千六十二万五千九百九十円
八　その他発売経費　発売総額に対して千七百十八万円
九　受託申請期限　令和四年十月十七日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称　特定非営利活動法人フローレンス
二　代表者の氏名　赤坂　緑
三　主たる事務所の所在地　千代田区神田神保町一丁目十四番地一
四　その他の事務所の所在地　渋谷区代々木四丁目三十七番十五号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称　特定非営利活動法人フローレンス
二　代表者の氏名　赤坂　緑
三　主たる事務所の所在地　千代田区神田神保町一丁目十四番地一
四　その他の事務所の所在地　渋谷区代々木四丁目三十七番十五号

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、令和四年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

東京都港区　石井（いしい）　ふく子（こ）

大正十五年九月一日、東京府（現東京都）に生まれる。昭和二十二年、新東宝のニューフェイスに合格、女優として活動する。

昭和二十五年、日本電建株式会社に入社し、宣伝部に勤務。スポンサーとしてラジオドラマの制作に関わる。

昭和三十二年、株式会社ラジオ東京（現株式会社ＴＢＳホールディングス）からの誘いを受け、嘱託として「東芝日曜劇場」のテレビドラマ制作に携わる。

昭和三十三年、初めてのプロデュース作品となったテレビドラマ「橋づくし」が放送される。以降、平成五年まで三十五年間にわたり「東芝日曜劇場」の作品を手掛ける。

昭和三十六年、日本電建株式会社を退社し、正式に株式会社東京放送（現株式会社ＴＢＳホールディングス）に入社。連続ドラマもプロデュースするようになる。

昭和四十年、後に全三十八話「東芝日曜劇場」最長寿作品となるテレビドラマ「女と味噌（そ）汁」の放送が開始される。

昭和四十三年、父の勧めで初の演出を務めた舞台「なつかしい顔－君は今どこにいるの－」が上演される。

昭和四十五年、最高視聴率五十六・三パーセントを記録した大ヒットテレビドラマシリーズ「ありがとう」の放送が開始される。

昭和六十年、「テレビ番組最多プロデュース」としてギネス世界記録に認定される。

平成元年、紫綬（じゅ）褒章を受章する。

平成二年、約三十年にわたる国民的人気テレビドラマシ

リーズ「渡る世間は鬼ばかり」の放送が開始される。
平成二十六年、「世界最高齢の現役テレビプロデューサー」としてギネス世界記録に認定される。
平成二十七年、「最多舞台演出本数」としてギネス世界記録に認定される。
氏は、プロデューサーとして数々のホームドラマを世に送り出すとともに、演劇でも数多くの作品の演出を手掛けた。「心を伝える」ことを大切に、長きにわたり第一線で活躍を続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区
早田卓次

昭和十五年十月十日、和歌山県に生まれる。中学生で体操を始め、頭角を現す。
昭和三十八年、日本大学文理学部体育学科を卒業する。在学中にはアキレス腱断裂などの大けがを経験した。
昭和三十九年、第十八回オリンピック競技大会（東京）体操競技団体総合及び種目別つり輪で金メダルを獲得する。
昭和四十五年、第十七回世界体操競技選手権大会（リュブリアナ）団体総合で優勝する。
昭和四十六年、現役を引退する。以後、日本大学で後進の指導に当たる。
平成元年、日本大学文理学部教授に就任する。
平成十三年、財団法人日本体操協会（現公益財団法人日本体操協会）の副会長に就任する。
同年、財団法人日本オリンピック委員会（現公益財団法人日本オリンピック委員会）理事に就任する。
平成十四年、紫綬褒章を受章する。
平成十五年、日本オリンピアンズ協会（現特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会）理事長に就任し、オリンピック・パラリンピック競技大会の招致に尽力する。
平成二十四年、日本大学名誉教授に就任する。
令和元年、旭日小綬章を受章する。
令和三年、特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会の副会長に就任する。
氏は、第十八回オリンピック競技大会（東京）で金メダルを獲得し、日本体操界の発展に寄与した。引退後も後進の育成に尽力する傍ら、公益財団法人日本オリンピック委員会等の役職を歴任し、日本スポーツ界の振興に貢献している。選手としての功績はもとより、スポーツ界に多大な貢献を果たすその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区
本多一夫

昭和九年七月十一日、北海道に生まれる。
昭和二十八年、北海道札幌伏見高等学校（現市立札幌啓北商業高等学校）を卒業する。在学中は演劇部に所属し、刑務所で慰問公演を行うなど精力的に活動した。
同年、北海道放送株式会社の演劇研究所に入所、長光太氏の下で稽古に励む。
昭和三十年、新東宝のニューフェイスとして俳優デビューを果たす。
昭和三十四年、新東宝株式会社の経営状況の悪化をきっかけに、下北沢で飲食店経営を開始する。以後、多数の飲食店、ビル、マンション等を経営するなど、実業家に転身する。
昭和四十七年、下北沢駅前の土地を購入、「本多劇場」の建設を計画する。以後、飲食店経営から手を引き、劇場経営へ注力する。
昭和五十五年、俳優養成所「本多スタジオ」を設立する。
昭和五十六年、「ザ・スズナリ」を開場し、劇場経営者としての第一歩を踏み出す。
昭和五十七年、十年の準備期間を経て「本多劇場」を開場する。その後も次々と小劇場を開場する。
平成九年、第十九回日本文化デザイン賞を受賞する。
平成十七年、平成十七年度文化庁長官表彰を受ける。
平成十八年、パラダイス一座のメンバーとして俳優に復帰する。
平成三十年、第五十二回吉川英治文化賞を受賞する。
氏は、全国でも例のない個人劇場を数多く運営し、演劇人の夢を支援し続けてきた。その活動は、演劇界の発展のみならず、下北沢を演劇の街として活性化させることにもつながっている。氏の功績は多大であり、高い志を持ち、積極的に前進し続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十月三日

東京都多摩建築指導事務所長
名取伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	武蔵村山市神明四丁目四十八番一、同番三、四十九番一及び同番三
許可を受けた者の住所及び氏名	新宿区高田馬場三丁目四十六番二十五号 アイディホーム株式会社 代表取締役　久林　欣也

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年十月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　店舗名	ＫＡＭＥＩＤＯ　ＣＬＯＣＫ
二　店舗所在地	江東区亀戸六丁目三十一番六号
三　設置者名	野村不動産株式会社
四　設置者住所	新宿区西新宿一丁目二十六番二号
五　変更前の店舗名	（仮称）亀戸六丁目計画
六　変更後の店舗名	ＫＡＭＥＩＤＯ　ＣＬＯＣＫ
七　変更前の店舗所在地	江東区亀戸六丁目三十一番一
八　変更後の店舗所在地	江東区亀戸六丁目三十一番六号
九　変更前の小売業者の氏名又は名称	未定
十　変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ココカラファインヘルスケアほか八十七名
十一　変更日	令和四年四月二十八日ほか
十二　届出日	令和四年九月二日
十三　縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四　縦覧期間	令和四年十月三日から令和五年二月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五　縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑　報

当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和四年十月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長　東京都知事　小　池　百　合　子

一　名称　第九百五十回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十八億円　九百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和五年一月十一日から同年二月七日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して八億五千五百万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億七千二百三十二万九千三百円
八　その他発売経費　発売総額に対して一億八百十八万円
九　受託申請期限　令和四年十月十七日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第九百五十三回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　三十六億円　千八百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和五年二月八日から同年三月二十八日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して十七億一千万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して三億四千五百一万五千円
八　その他発売経費　発売総額に対して二億一千六百三十六万円
九　受託申請期限　令和四年十月十七日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第九百五十四回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十五億円　五百万枚
三　証票金額　一枚三百円
四　発売期間　令和五年三月四日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して六億九千万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億一千六百三十三万五百円
八　その他発売経費　発売総額に対して一億二千二百七十万円
九　受託申請期限　令和三年十月十八日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第九百五十五回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十六億円　八百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和五年三月四日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して七億六千万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億五千三百九十九万四千七百二十円
八　その他発売経費　発売総額に対して九千六百十六万円
九　受託申請期限　令和四年十月十七日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第九百五十六回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　六億円　六百万枚
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和五年三月四日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して二億八千八百万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して六千五百五十五万七千八百円
八　その他発売経費　発売総額に対して五千四百六十六万円
九　受託申請期限　令和四年十月十七日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都　郵便番号163-8001　電話　〇三(五三二一)一一一一(代)
定価　本号　五〇円　一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社　東京都文京区白山一丁目十三番七号　郵便番号113-0001　電話　〇三(三八一二)五二〇一(代)

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ